

議案第74号

関市介護給付費準備基金条例の制定について

関市介護給付費準備基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月26日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市介護給付費準備基金を再整備し、同基金の管理及び処分について必要な事項を規定するため、この条例を定めようとする。

## 関市介護給付費準備基金条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護保険事業（以下「介護保険事業」という。）の健全かつ円滑な運営を図るため、関市介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 毎年度関市介護保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額
- (2) 関市介護保険事業特別会計において毎決算上剰余金が生じたとき、その剰余金のうち市長の定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 法第9条第1号に規定する第1号被保険者の介護保険料の不足額に充てる場合
- (2) 法第40条に規定する介護給付又は法第52条に規定する予防給

付に要する費用の不足額に充てる場合

(3) 法第147条に規定する財政安定化基金に係る拠出金又は償還金の不足額に充てる場合

(4) 介護保険に係る審査支払手数料(法第176条第1項第1号に規定する審査及び支払に係る手数料をいう。)の不足額に充てる場合

(5) その他介護保険事業に要する費用に充てる場合  
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関市基金条例の一部改正)

2 関市基金条例(昭和39年関市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条の表関市介護給付費準備基金の項を削る。